

申 込 方 法

これから合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付いたします。次の事項に留意してお申し込みください。

- 1 補助対象区域
 - ① 米沢市公共下水道事業計画区域以外の区域
 - ② 農業集落排水事業実施区域以外の区域
 - ③ 公共下水道事業計画区域内において市長が特に必要と認める区域

- 2 申 込 要 件
 - ① 住宅（専用住宅及び併用住宅）に合併処理浄化槽（5～10人槽）を設置する人
※既に市内において持ち家で合併処理浄化槽をお使いの人は、お申し込みできません。
※地域集会施設に合併処理浄化槽（5～10人槽）を設置する場合は、お申し込みできます。
 - ② 米沢市内に住所を有し、かつ居住している人
※設置後速やかに米沢市への住民票（住所）の異動を行う人もお申し込みできます。
※設置後速やかに当該住宅に居住し住民票（住所）の異動を行う人。
 - ③ 固定資産税、都市計画税、市町村民税、都道府県民税及び国民健康保険税、軽自動車税に滞納がない人
 - ④ 事業実績報告書を令和9年2月26日（金）まで提出できる人
 - ⑤ 適正な維持管理（浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃の実施）を行い、浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検する人
※詳細は下水道課工事担当にお問い合わせください。

- 3 申 込 方 法
 - ① 下水道課に備付けの申込書（市ホームページにも掲載）に必要事項を記入押印のうえ、下水道課工事担当にお申し込みください。
※浄化槽設置場所の地図を添付してください。
 - ② 申込書受理後、補助金交付申請書を別途提出してください。

- 4 受 付 期 間
 - ① 申込書：令和8年4月1日（水）～令和9年2月19日（金）
 - ② 補助金交付申請書の提出期限：令和9年2月19日（金）

5 補助金の額 414,000円（上限）
汲み取り便槽または単独処理浄化槽をお使いの人で、既設住宅の改良により合併処理浄化槽に切り替える場合は、配管工事分として上限330,000円が追加で申請できます。
※①新築・改築（建替え・増築・間取り変更等）による設置は対象外。
②改築のうち増築にあつては、増築した部分のみで独立した住宅機能を有する場合は対象となりません。

6 補助対象者枠 補助は、予算に達した場合、終了となりますので御了承ください。

7 全体の流れ

浄化槽設置の届出（補助金申請の有無に関わらず）

申込

 →

補助金交付申請書提出（令和9年2月19日（金）まで）

→ 市が書類を審査 → 交付決定通知 →

工事着工

 →

工事完了

→

工事完了（実績）報告書提出（工事完了後1か月以内 または令和9年2月26日（金）のいずれか早い日）

→ 市が書類を審査 → 完成検査
→ 確定通知 → 補助金の振込（11月下旬以降）

※ 書類の提出期限を過ぎた場合は、辞退とします（補欠申込されている人に権利を譲渡されます）。

トラブル防止のために、工事業者と確実な工期の確認を行ってください。

8 注 意 点 以下の場合は、補助金が交付されませんので十分に注意してください。
① 交付決定通知前に浄化槽工事を着工した場合
② 浄化槽工事が完了しても、市が定めた施工要領（基準）を満たしていない場合、または交付要件を満たしていない場合
③ 工事写真等の提出書類に不備がある場合
④ 法令等に違反した場合

9 そ の 他 補助対象の浄化槽は、全国合併処理浄化槽普及促進協議会に登録してある国庫補助指針適合のものに限ります。申込は「1物件で1申込」、「1同居家族で1申込」で、補助金申請の権利を譲渡することはできません。

10 問 合 先 米沢市 上下水道部 下水道課 工事担当
〒992-0012 山形県米沢市金池五丁目1番23号
☎0238-22-4511(代) Fax0238-23-6177